



令和5年1月発行

法人ニュース仙南



発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助
編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>

大河原税務署長賞

法人会キャラクター けんた



第15回 仙南法人会

「税に関する絵はがきコンクール最優秀作品」

柴田町立船迫小学校6年 黒澤こなつ さん

主な内容

会長挨拶・表彰関連	2
税に関する絵はがきコンクール展示・選考会・入選作品	3
特集記事:「事業承継の現状と課題－そして克服策」	4～5
法人会令和5年度税制改正要望事項提言＜要約＞	6～7
事業報告【令和4年8月～令和4年12月】	8～12

お知らせコーナー

(入会案内、インターネットセミナー利用案内・税理士記念日無料相談会・e-Tax)	12～13
税だより	
(令和4年度分確定申告・消費税 令和5年10月インボイス制度が始まります)	14～15

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助

(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでと
うございます。

会員の皆様には、穏やか
な新春をお迎えのこととお
慶び申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶
申し上げます。

日頃より、当会の事業運
営にご協力、ご支援をいた
だき、厚く御礼申し上げます。

昨年の当会の運営につ
きましては、新型コロナウイルス
感染症の影響を受け、
事業の中止・縮小や各議
開催方法の変更等を余儀
なくされ、引き続き厳しい環
境に置かれていたところで
ございますが、会員・役員
の皆様の多大なるご協力を
頂戴して、無事に新しい年
を迎える事が出来ました。
改めて感謝申し上げます。

さて、地域経済の支え手
でもあり、雇用に大きく寄
与している我々中小企業を
取り巻く環境は、2年にも
及ぶコロナ禍に加えて、急
激な円安進展や、ロシアの
ウクライナ侵攻による供給

網の逼迫とエネルギーや原材
料価格の上昇なども重なり極
めて厳しい中にあります。

重ねて、昨年1月に施行さ
れた改正電子帳簿保存法によ
る本年6月以降に授受した取
引情報の電子データ保存の義
務化や、本年10月に施行され
るインボイス制度に対応する
ための事務増加等による業務
の煩雑さが予想されることで
ございます。会員事業所に於
かれましては円滑に制度を理
解導入いただけるよう、昨年
同様に税務署等関係機関のご
協力を得ながら取り組んでま
いります。

昨年は国内外の移動が大き
く制限された状況ではありま
したが、コロナ禍で人の移動
自体がリスクとなった反面、
対面で人と会うことの大切さ
や価値が改めて見直されまし
た。そうした企業や人とのつ
ながりを基本とした当会の活
動につきましては、本年も公
益社団法人として改正税法説
明会や租税教室等の開催によ
る「税に関する知識の普及・
納税意識の高揚」を始め、経
営セミナー・研修会等の開催

による「中小企業の経営支
援」青少年育成や恵まれな
い子供たちへの生活物資の
提供等による社会的弱者支
援等「社会貢献活動」の三
本柱を中心に、地域に密着
した活動を積極的に展開し
てまいります。

また、当会の喫緊の課題
の一つに会員増強がありま
すが、広く法人会活動を世
の中にアピールし、充実し
た活動を行うためにも、一
人でも多くの会員を増やし
てまいりたいと考えており
ます。

つきましては、会員の皆
様には、当会の事業運営に
積極的に参画されたいと
に、お知らせの非会員の
方々に、法人会への加入勧
奨を様々な機会を通して実
施していただくようお願い
申し上げます。

最後になりますが、新た
な変異株が出現するなど依
然として新型コロナウイルス
感染症の流行が続く中、
医療従事者をはじめとして
人命の保護、事態の収束に
向けて尽力されているすべ
ての皆様へ深く感謝申し上
げますと共に、この新しい
年が、よりよき年になるよ
う心から祈念いたしまして
年頭のご挨拶とさせていただきます。

三氏が表彰の栄誉に輝く



仙南税務署長納税表彰
理事 樽見正志氏



仙南信用金庫理事長
村上周太郎氏



優良申告法人表彰
副会長 野口敬志氏

令和4年度における仙南
税局納税表彰式は11月9日(水)
に仙南市「江陽グランドホテ
ル」において、大河原税務署
納税表彰式は11月11日(金)大河
原町「ララ・さくら」におい
て、優良申告法人表彰は受賞
者事業所において、執り行わ
れました。

受賞された方々は申告納税
制度の普及発展及び永年にわ
たる法人会活動の功績が評価
されたものです。

(肩書は現役職・敬称略)

◆仙南信用金庫長納税表彰
筆頭副会長 村上 睦夫氏

◆大河原税務署長納税表彰
理事 樽見 正志氏

◆優良申告法人表彰
副会長 野口 敬志氏

謹賀新年

会長 渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

筆頭副会長 村上 睦夫(白石)

副会長 (株)朝文堂

吉見 光宣(白石)

(株)きちみ製麺

笹森 裕市(角田)

(株)笹森林業

野口 敬志(柴田)

(株)アステム

櫻井 淳一(大河原)

朝日工業(株)

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

米澤 光秀(川崎)

(有)米澤製材所

菅井 仁(村田)

(有)マルジン

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリキク七ヶ宿

仙南法人会 女性部会主催 第15回「税に関する絵はがきコンクール」展示・選考会模様

令和4年10月15日(土)SEASON'S WALK FORTE に於いて応募数567枚を展示し、408名の来場者
者に選考いただきました。また、11月11日(金)には部会役員による二次選考会をおこない、最終選考
を11月14日(月)大河原税務署において実施し、大河原税務署長賞・仙南法人会会長賞・仙南法人会女
性部会長賞・優秀賞の作品10点を決定しました。



第15回「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品 (仙南法人会女性部会主催)

10点

大河原税務署長賞 船岡小6年 黒澤こなつさん	仙南法人会会長賞 船岡小6年 阿部かれんさん	仙南法人会女性部会長賞 大河原小6年 小林 文音さん
優秀賞 村田小6年 羽賀奈々子さん	優秀賞 大河原小6年 庄子 美空さん	優秀賞 角田小6年 小島 新音さん
優秀賞 槻木小6年 寺嶋 優澄さん	優秀賞 円田小6年 岩佐 萌花さん	優秀賞 槻木小6年 高階 千咲さん
優秀賞 村田第二小6年 櫻井 宥李さん	優秀賞 みなとの 税 で街をつくる	

1 事業承継の現状

中小企業の経営者の高齢化が進んでおり、経営者年齢のピークはこの20年間で、50代から60〜70代へと大きく上昇しています。

また、後継者の不在状況は深刻であり、近年増加する中小企業の廃業の大きな要因の一つです。

このままでは日本経済・社会を支える貴重な雇用や技術が失われてしまう可能性があります。

2 事業承継とは

事業承継は、企業経営者の立場（社長）の交代であり、後継者が社長に就任して、企業経営を引き継ぐことです。

また、事業承継は、経営者の地位を裏付ける財産（株式）を移転することでもあります。

そのためには、企業経営を理解し、事業の存続・成長を導かなければなりません。



3 事業承継の進め方

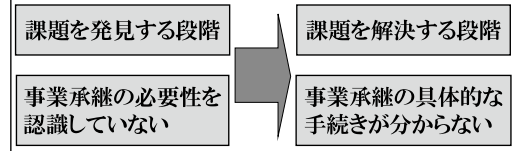
また、経営者になろうとする後継者の気持ちを理解し、そのキャリアプランの選択をしたうえで、社長になるという人生最大の意思決定をサポートしなければなりません。

同時に、個人財産の移転の手続きやそれに伴う税務や法務を考える必要があります。

さらに、従業員や第三者への承継の場合は、株式の買い取りに必要な資金調達という財務の問題も絡んできます。

よって、事業承継においては、「事業をどうするか？」という企業経営の問題、「社長人材を創り出すことができるか？」という個人のキャリア選択や後継者育成の問題、「移転手続きはどうするか？」という税務や法務の問題、3つの問題が問われます。

事業承継問題は、「課題を発見する段階」と、「課題を解決する段階」に分けて考えるという



も数多くありました。

【課題を発見する段階】

課題を発見する段階では、現経営者は事業承継の必要性を認識していないか、多少は認識しているとしても、何をしたらよいか分からず悩んでいる現状にあります。

これに対して求められる支援は、事業承継の必要性を認識させること、すなわち「気づき」を与えることです。

具体的には、現経営者との「対話」です。

「対話」の目的は二つあります。

一つ目は、現在の事業について話すことによって事業性評価を行い、事業の存続・成長のために何をすべきかを考えることです。

二つ目は、現経営者の頭の中にある「知的資産」※を後継者に伝えることです。

※ 「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの。

これらの結果、後継者が「自分が事業を引き継いでやるぞ！よし、進めよう！」という心の状態に至ることがゴールです。

それゆえ、主たる課題は、「企業経営に関する課題」となり、企業経営論は、「知的資産」、「事業戦略」に分けて考えます。

力の源泉、他社との差別化要因となる見えにくい資産を把握することです。

これは、経営革新における最も重要な検討課題となります。

もし、M&Aを考えているなら、この知的資産について、より理解を深めなければなりません。M&Aは、他人への事業承継として増加中です。

しかし、高く売れるのはほんのわずかです。希望的観測にのめりこまないように、知的資産をしつかりと把握し、会社を見える化しましょう。

事業戦略の課題とは、先代経営者によって経営されてきた事業をどのように存続・発展させるかという点とであり、低下した収益性を回復させること、新製品・新サービスを開発すること、組織構造を再構築すること、既存事業を廃止して新規事業を開始することなど、経営革新に係るものになります。

また、「後継者自身に生じる課題」は、「キャリア形成」「リーダーシップ」「経営管理」の3つに分けて考えますが、一番大事なのは、キャリア形成の課題です。

これは、後継者が一人の人間としてどのように生きるか、サラリーマンとして働く選択肢を捨てて、社長（企業経営者）になるという決意をし、覚悟を決めることができるかという課題です。

支配権移転（株式移転）を先に行ってしまうと後戻りできなくなってしまうため、先に解決すべきものとなります。

【課題を解決する段階】

課題を解決する段階において、中心になるのは後継者論であり、「リーダーシップ」、「経営管理（マネジメント）」が主たる課題となります。

リーダーシップの課題とは、後継者が社長として組織・従業員を率いることに

関し、リーダーシップを発揮できるかという課題です。

先代経営者によって雇われた従業員は、長年にわたって先代経営者の部下として働いてきたため、突然現れた社長（後継者）のために働くなどとは思わないでしょう。

この状況を変革し、経営者としての求心力を創出するためには、新しい経営環境に適合する新しい経営戦略を打ち出すことが必要となります。

親族ではない従業員が承継する場合、このリーダーシップの発揮が一番難しい課題でもあります。

親族であれば、突然現れた社長であっても、血のつながりだとあきらめがつきますが、従業員の場合は、あきらめがつかない場合があります。

そのためにも、新たなビジョンを打ち出し、社員の心をついていかなければなりません。

また、従業員を率いるた

4 経営者との対話

事業承継を進めていく上で最も重要なことは、現経営者との「対話」を行うことです。

課題を発見する段階におけるゴールは、心の状態を変えることです。感情に影響を与える手段が必要です。

税務や法務の話では、心の状態は変化しません。

「対話」を通じて、現経



営者が事業の過去と未来について語ることが、後継者の気持ちを動かし、「事業承継を実行しよう」と決意する」という心の状態をもたらすのです。

そもそも引退する決意が固まっていない現経営者に、税務や法務などの具体的な実行手続きを教えるのも意味がありません。

また、事業承継の主体となるべき後継者の気持ちに働きかけなければ、いつまでたっても実行手続きへ進めることはできません。

よって、事業承継は、単なる手続きの問題ではなく、現経営者、後継者ともに心の問題であることを関係者すべてが理解をしながら進めていくことが一番大事なことです。

ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税制改革の実現を！

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、現実を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格をはじめ輸入現在価格の高騰による物価高が進み、財政・経済ともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウィズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします



山田市長並びに、白石市議会議長へ当会税制委員会・樽見正志副委員長より、提言活動をおこないました。(令和4年12月1日付)

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、対応の

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長

分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

我が国の社会経済活動はよくやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。

このため、業種によっては依然として苦境から脱出できていない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべ

きである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつてることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長

額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業は、大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によつて事業が承継できなく

なれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

【社員セミナー】

- ・実施日：令和4年11月8日(火)
- ・場 所：Cafe & コワーキングkitai (柴田町)
- ・講 師：佐藤太一氏
(東日本電信電話(株)宮城事業部
ビジネスイノベーション部)
- ・テーマ：インボイス・電帳法改正徹底解説セミナー
- ・参加者：18名

インボイス制度・改正電子帳簿保存法の2つに対応していくための制度概要の完全理解と具体的な内容についてご説明いただきました。



異業種交流会による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：令和4年9月7日(水)
- ・場 所：仙台南ゴルフ倶楽部 (村田町)
- ・参加者：33名



優勝者：立石博政氏



健康増進並びに、会員親睦を深めました。

2. 青年部会活動模様

【社会貢献活動】(角田・丸森地区担当)

- ・実施日：令和4年11月22日(火)
- ・場 所：角田市市役所 (角田市)
- ・寄贈先：角田市子ども図書館

青少年の健全な育成支援並びに、子どもの情操教育推進の観点から、子どもが多数集まって読み聞かせができる特殊なサイズの大型絵本11冊と絵本4冊(99,660円相当)寄贈。



【経営研修会】

- ・実施日：令和4年12月16日(金)
- ・場 所：白石市中央公民館 (白石市)
- ・講 師：白石市長 山田裕一氏
- ・テーマ：白石中央スマートICの整備と仙南地域のこれからの展望
- ・参加者：22名

白石中央スマートIC(仮称)整備とは、白石市が目指す将来像「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまちらしい」の実現に向け、スマートICを最大限活用できる(1)産業活性化の新たな産業拠点(工業団地)・(2)賑わいと活力あふれる新たな交流拠点(道の駅)・(3)健康で生きがい共有できるスポーツレクリエーション拠点の整備により、地域全体で賑わいを創出し、白石の未来をデザインする「新たな交流拠点」を目指しますとご講話をいただきました。



令和4年8月～12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事 業	会 議 等
8	(26) 柴田支部：「電子帳簿保存法超入門」事業者向け講習会	(31) 第2回理事会 決議の省略
9	●会員増強特別月間(9～12月) (7) 親善ゴルフ大会 (13) 改正税法説明会	(14) 支部事務担当者会議 (27) 組織・厚生合同委員会
10	(15) 女性部会/税に関する絵はがきコンクール一般選考会 【各支部/税のPR活動】 (22・23) 蔵王支部「蔵王町産業まつり」 (23) 大河原支部 【おおがわらオータムフェスティバル】	(13) 法人会全国大会・千葉大会 (19) 税団協 常任理事会 (26) 白石支部役員会 (31) 中間決算監事監査会
11	《税を考える週間：11日～17日》 (1) 新設法人説明会 (8) 社員セミナー (11) 女性部会/税に関する絵はがき部会役員選考会 (11) 納税表彰式 (14) 女性部会/税に関する絵はがき最終選考 (15・16) 年末調整説明会 (17) 村田支部：租税教育用テキスト寄付(村田町内小学校) (18) 角田支部：経営に役立つ経理処理新制度の概要と実務対応 (22) 白石支部：税務講習会(インボイス制度・改正電子帳簿保存法)	(7) 広報委員会 (11) 女性部会/役員会・物資支援梱包作業 (18) 税団協 会報「表蔵王」編集会議 (25) 全国青年の集い・沖縄大会
12	(1) 税制改正要望陳情 (6) 法人税申告等に係る説明会(下半期) (7) 女性部会/災害支援事業(手指消毒剤・泡ハンドソープ寄贈) (9) 女性部会/冬の節電啓発事業 (16) 青年部会/経営研修会	(16) 青年部会/役員会・意見交換会
1	(13) 丸森支部：「DXデジタルトランスフォーメーション」講習会	() 女性部会/正副部会長会議
2	(3) 新春講演会・講師：野口秀行氏 (ノースアジア大学経済学部特任教授) (24) 特別講演会(青年部会主催)・講師：千葉喜久也氏 (仙台大学 客員教授)	(3) 新年賀詞交歓会〈予定〉 (3) 福利厚生制度推進連絡協議会 () 女性部会/役員会・新年交流会 () 支部事務担当者会議
3	(確定申告時期) 税に関する絵はがき作品パネル展示	() 総務委員会、事業委員会、組織委員会、厚生委員会 () 第3回理事会

※予定表は現在の状況であり、新型コロナウイルス感染拡大状況により中止となる場合もございます。

1. 親会の活動状況

【改正税法説明会】

- ・実施日：令和4年9月13日(火)
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 柄目次男氏
- ・参加者：21名



【新設法人説明会】

- ・実施日：令和4年11月1日(火)
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
統括調査官 伊澤崇夫氏・調査官 柄目次男氏
- ・参加者：9名



【年末調整説明会】

- ・実施日：令和4年11月15日(火)・16日(水)
- ・場 所：仙南建設会館
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
上川竜之介氏
- ・参加者：49名



【法人税申告等に係る説明会】

- ・実施日：令和4年12月6日(火)
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 柄目次男氏
- ・参加者：15名



●税のPR等活動状況

地域イベント会場に法人会コーナーを設けて、1億円のレプリカ等展示やグッズ等を配布し、税のPR活動を実施しております。

【大河原支部】★おおがわらオータムフェスティバルでのPR活動

・実施日：令和4年10月23日(日) ・場 所：大河原町役場駐車場



【蔵王支部】

★蔵王町産業まつりでのPR活動

・実施日：令和4年10月22日(土)・23日(日)
・場 所：ふるさと文化会館ございんホール



【村田支部】

★租税教育用テキスト・税のまんが本寄付事業

・実施日：令和4年11月17日(水) ・場 所：村田町立村田小学校・村田町立村田第二小学校
・対象者：村田小学校6年生(57名) 村田第二小学校6年生(17名)



3. 女性部会活動模様

【災害支援事業・支援物資寄贈】

・実施日：令和4年12月7日(水) ・寄贈先：白石市内小学校 ・支援内容：手指消毒剤・泡ハンドソープ



・感染症予防グッズ〈児童の手指に負担の少ない・グリセリン配合の手指消毒剤・泡ハンドソープ〉を寄贈。

【冬の節電啓発事業・いちごプロジェクト】

・実施日：令和4年12月9日(金)
・場 所：村田町中央公民館
・活動内容：防寒グッズ(靴下配布)



・「無理のない節電にご協力をお願いしました。」

【女性部会役員会・絵はがき二次選考会・支援物資梱包作業】

・実施日：令和4年11月11日(金)
・場 所：(株)八重樫工務店5階・会議室



※特定非営利活動法人「空」風のバード(障がい者地域作業所)へ物資を送付

4. 各支部における経営支援活動

●経営セミナー等開催状況

【白石支部】 税務講習会

・実施日：令和4年11月22日(火)
・場 所：白石商工会議所・会議室
・テーマ：「インボイス制度・改正電子帳簿保存法」
・講 師：米田貴光氏(税理士・中小企業診断士)
米田正美会計事務所・MAS監査部部長
・参加者：27名



【角田支部】 令和4年度制度改革等の課題解決環境整備事業

・実施日：令和4年11月18日(金)
・場 所：角田市商工会・会議室
・テーマ：「経営に役立つ経理処理 新制度の概要と実務対応」
～気になる電子帳簿保存法、来年10月適応開始の
インボイス制度とは!?～
・講 師：渡邊一成氏(税理士) 渡邊一成税理士事務所
・参加者：16名



【柴田支部】 令和4年度制度改革等の課題解決環境整備事業

・実施日：令和4年8月26日(金) ・場 所：柴田町商工会館
・テーマ：「電子帳簿保存法超入門」 事業者向け講習会 (ZoomによるWeb開催)
・講 師：加藤敦子氏(中小企業診断士) アルト経営パートナー(株)代表取締役
・参加者：11名

税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。

税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。



税理士記念日 無料相談会

東北税理士会大河原支部は、所得税・消費税など確定申告の電話相談を各税理士が無料でおこないます。



- ◆日時 令和5年2月22日（水） 10時～15時
 - ◆主催 東北税理士会大河原支部
 - ◆事務局 滝川和幸税理士事務所 TEL：0224-59-3645
- ※相談希望の方は事前に予約が必要です。
令和5年2月15日（水）まで事務局にご連絡ください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略（注）

還付がスピーディー

（注）法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

事業報告（令和4年8月～12月）

5. 各種会議

【支部事務担当者会議】

- ・実施日：令和4年9月14日（水）
- ・場 所：コワーキングスペースSyu（白石市）



【組織・厚生合同委員会】

- ・実施日：令和4年9月27日（火）
- ・場 所：和洋亭ぶざん（大河原町）



【中間決算監事監査会】

- ・実施日：令和4年10月31日（月）
- ・場 所：仙南法人会入居ビル6F会議室（白石市）



【広報委員会】

- ・実施日：令和4年11月7日（月）
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール（大河原町）



1. 会員加入勧奨のお願い

●法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。

「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研鑽を目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。
経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介ください。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
- ③異業種交流によるビジネスチャンスの拡大等

2. インターネットセミナーの利用について

●仙南法人会ホームページから、音声・動画による会員無料のセミナーが、インターネットで24時間受講が可能です。厳選された講師陣による動画コンテンツ（経営・人材育成・経理・法律・健康・政治経済など）セミナーを、いつでもどこでもご視聴いただけます。毎月、経営や仕事に役立つ最新タイトルをお届けしております。是非、ご活用ください。

【ご利用方法】

仙南法人会のホームページTOP画面から、無料セミナーを見るをクリック後、下記のID・パスワードを入力してご視聴ください。

ID：hj1219 パスワード：5372

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます！



消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

令和4年分

確定申告

国税庁

自宅からスマホ・PCとマイナンバーカードでe-Tax

- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- スマホをICカードリーダーとして利用できます
- 1年分の医療費の情報がマイナポータル連携で自動入力できます



申告納税	所得税および復興特別所得税・贈与税	消費税および地方消費税（個人事業者）
令和5年3月15日（水）まで	令和5年3月31日（金）まで	令和5年3月31日（金）まで

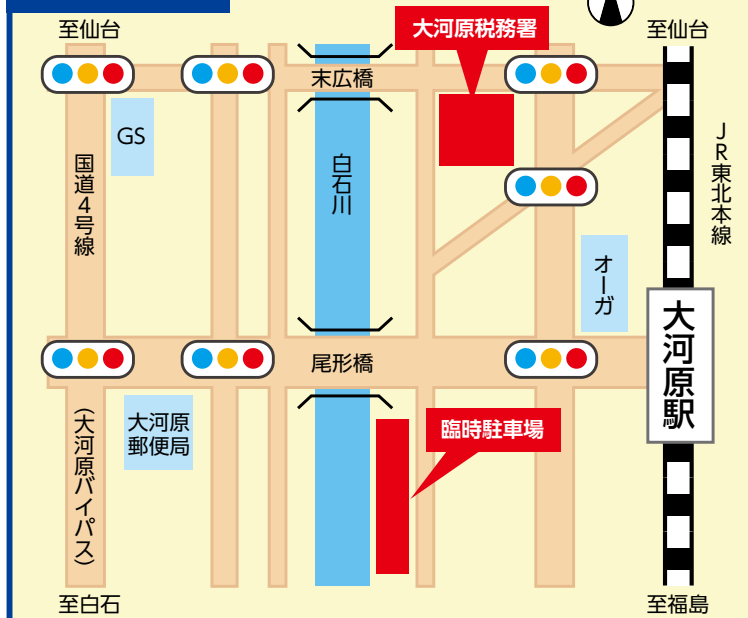
確定申告会場への入場には整理券が必要です。
（申告書等の提出のみの場合は、不要です。）
還付申告は5年間提出することができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
確定申告 検索

確定申告に関する質問はAIチャットボットの『ふたば』にご相談ください。



現地案内図



○申告書作成会場

大河原税務署（敷地内東側庁舎）
柴田郡大河原町大谷字末広12-1
0224-52-2202（代表）

○開設期間

令和5年2月13日（月）から
3月15日（水）まで
※土曜日・日曜日・祝日等を除きます。

○開設時間

午前9時から午後5時まで

○留意事項

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

また、感染症拡大防止の観点から、できる限り少人数でお越しいただき、筆記用具・計算器具などをお持ちください。

大河原税務署

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひ、ご自宅からe-Taxで!!

